

区長、交通指導員、消防団役員、固定資産評価審査委員会委員

村づくりをサポートします

村づくりをサポートしてくれる方々を紹介します（敬称略）。みなさん、よろしくお願ひします。

○区長

■平成27年度区長一覧

区	区長氏名	区	区長氏名	区	区長氏名
1	善養寺和昭	8	松岡 勘	15	関口 輝雄
2	岩田喜代司	9	小山 三治	16	田島 勉
3	石川 廣壽	10	○ 萩原 武義	17	笹澤 泰信
4	新井 春美	11	齋藤 賢司	18	伊与久強志
5	青木 孝男	12	松下 博幸	19	△ 久保田茂美
6	◎ 栗原 秋良	13	一倉 隆	20	佐藤 礼司
7	高橋 茂	14	○ 細野 耕一	21	湯浅 房吉

(注) ◎：会長 ○：副会長 △：会計

(前列左から1区、後列左から12区)



○交通指導員

■交通指導員一覧

区	氏名	区	氏名
1	◎ 高橋 英明	9	○ 笠原 篤
3	森田 一明	10	岡部 和行
3	高野辺 忍	15	岡本 英樹
6	湯浅 健司	17	清水 茂樹
7	志岐 直樹	18	村上 恵次
9	○ 小山 運	19	青山 孝宏

(注) ◎：隊長 ○：副隊長



○消防団役員

■消防団役員一覧

団長	榎本 康治		
副団長	杉田 和彦	佐藤 高士	
ラッパ長	木村 友紀	副ラッパ長	岩田 武則
1分団長	清水 正樹	副分団長	飯島 誠
2分団長	山同 弘一	副分団長	星野 直巳
3分団長	浅見 誠司	副分団長	萩原 充
4分団長	萩原 敏夫	副分団長	金井 大樹
本部班長	一倉 規夫	竹内 盛司	



○固定資産評価審査委員会委員

4月1日付で、野本誠氏が
固定資産評価審査委員会委員に
再任しました。



村内の小中学校の異動を紹介します

4月1日付けで、村内の小中学校では次のとおり異動がありましたので紹介します(敬称略)。

○北小学校

- 着任 栗田 正之(校長/南小教頭) 青木 崇(教諭/県生涯学習センター)
木暮 千枝子(教諭/東吾妻町立東小) 古川 剛久(教諭/南小) 伏島 怜志(教諭/新規採用)
大畠 夏織(教諭)
- 転任 市村 正好(校長/渋川市立赤城北中) 大塚 一彦(教諭/吉岡町立明治小教頭)
林 美徳(教諭/吉岡町立明治小) 中村 悦子(教諭/県立聾学校) 二宮 進(教諭/前橋市立天川小)

○南小学校

- 着任 石関 和夫(教頭/群馬県教育委員会義務教育課) 坂本 美栄子(教諭/吉岡町立明治小)
齋藤 博之(教諭/沼田市立沼田小) 小坂橋 睦子(教諭/渋川市立豊秋小)
清水 良一(教諭/長野原町立第一小) 林 直宏(事務/渋川市立長尾小)
- 転任 栗田 正之(教頭/北小校長) 飯島 政徳(教諭/前橋市立山王小) 古川 剛久(教諭/北小)
林 和泉(教諭/吉岡町立駒寄小) 田島 育子(事務/渋川市立長尾小)
- 退職 阿久津 文子(教諭)

○中学校

- 着任 山賀 信幸(校長/前橋市立第七中副校長) 間仁田 紀明(教頭/中之条町立名久田小)
羽倉 敏郎(教諭/渋川市立赤城北中) 柳岡 恵理子(教諭/玉村町立南中)
武尾 暁(教諭/前橋市立木瀬中) 中村 栄子(栄養教諭/高崎市立箕輪小)
- 転任 根岸 保夫(校長/前橋市立広瀬中) 伊井 敏弘(教頭/中部教育事務所)
大竹 孝明(教諭/前橋市立みずぎ中) 岡部 隼人(教諭/高崎市立吉井中央中)
吉田 淑恵(教諭/県立渋川特別支援学校) 日野 有子(教諭/玉村町立上陽小)
前田 絵美(栄養教諭/高崎市立吉井小)

税務課からのお知らせです

「所得課税証明書」などの交付を開始します

平成27年度(平成26年分所得)の「所得課税証明書」「非課税証明書」などの交付を次のとおり開始します。

所得課税証明書などは、平成27年度に課税される村・県民税(住民税)の納付方法などにより交付ができる時期が異なりますのでご注意ください。また、平成26年分の所得が未申告の方は証明書などの交付ができない場合がありますので、交付の可否がご不明な方は、事前に役場税務課までお問い合わせのうえ証明書の交付手続きをしてください。

○特別徴収者(給与からの天引き) ※普通徴収と併せて村・県民税を納付される方は除きます

平成27年5月7日(休)から交付を開始しています

○普通徴収者(現金、口座振替、公的年金からの天引き)及び非課税者

平成27年6月4日(休)から交付を開始します

▶お問い合わせは、税務課(☎54-2211 内線161・163)へ

税務課からのお知らせです

たばこは村内で購入しましょう

村たばこ税は、卸売販売業者等(製造たばこの製造者、特定販売業者、または卸売販売業者)が村内の小売販売業者に売り渡した製造たばこに対して課税される税金です。

たばこの小売価格には、村たばこ税が含まれていますので、実際は購入者が税金を負担しています。村内の小売販売業者に売り渡された本数によって村たばこ税が納入され、村の税収となります。

▶お問い合わせは、税務課諸税係(☎54-2211 内線163)へ

子育て・長寿支援課からのお知らせです

子育て世帯臨時特例給付金について

○子育て世帯臨時特例給付金とは

平成26年4月からの消費税率の引き上げに伴い、子育て世帯の家計への負担を減らし、消費の下支えを図るために、児童手当を受給している方に、「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

この給付金を受け取るには、平成27年6月分の児童手当を支給する市区町村への申請が必要となります。また、公務員の方についても給付金の支給は市区町村が行うことになっています。平成27年5月31日時点で住民票のある市区町村へ所属から交付された書類を全て添えて申請を行ってください。

○支給要件

■支給対象者

平成27年6月分の児童手当受給者※

※特例給付者(児童1人当たり月額一律5,000円が支給されている方)は支給対象外となります。

■対象児童

平成27年6月分の児童手当対象児童。ただし、次の児童は対象外となります。

- ・平成27年6月1日から子育て世帯臨時特例給付金の支給が決定されるまでの間に亡くなられた場合
- ・(外国人住民の方について)子育て世帯臨時特例給付金の支給が決定される日において、中長期在留者等(住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者)でない場合

■支給額

対象児童1人につき3,000円(1回限り)

■支給日

申請書の提出日により、10、11、12月のいずれかに支給を行う予定です(支給は1回のみ)。

○申請方法

■申請書：村から児童手当を受給している方…役場から申請書が現況届と共に郵送されます(6月上旬予定)。

公務員の方…所属から申請書及び証明書が発行されます(役場では発行しません)。

■申請窓口：榛東村役場 子育て・長寿支援課(1階2番窓口)

■申請期間：平成27年6月10日(水)～平成27年12月11日(金)※

※子育て世帯臨時特例給付金の申請期間であり、児童手当現況届の提出期間のではありません。児童手当現況届の提出については6月中となります(6月中に提出が行われない場合、6月分からの児童手当が差止となりますのでご注意ください)。

■申請方法：郵送又は上記の窓口にて直接申請

■受付時間：平日の午前8時30分～午後5時15分※

※時間外、休日等での提出を希望される方は事前に必ずご連絡ください。

■提出物：☆…全員必ず提出 ★…下記の表の「対象者」に該当する方が提出

提出物	対象者	備考
☆：子育て世帯臨時特例給付金申請書(請求書)	全員	—
★：本人確認書類	児童手当振込口座以外を指定した方	運転免許証、旅券等
★：指定口座確認書類	児童手当振込口座以外を指定した方 公務員の方	通帳のコピー等
★：児童手当(特例給付)受給状況証明書	公務員の方	—
★：在留カード等の写し	外国人住民の方	在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可証、滞在許可証等

(左ページへ続く)

(右ページ続き)

○注意点

- ・申請期間、給付金支給日などは、各市区町村により異なります。
- ・申請期間外や、申請先が本村と異なる申請は受付いたしません。
- ・子育て世帯臨時福祉給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが判明した場合や、偽りその他不正の手段により支給を受けた場合は、支給した給付金の返還を求めます。
- ・申請書の不備が原因で支給ができなかった場合において、本村が確認等を行ったうえで修正がされなかったときは申請自体を取り下げたものとみなすことがあります。
- ・その他、不明な点については下記までお問い合わせください。

○問い合わせ先

■国ホームページ

アドレス：<http://www.2kyufu.jp/>

■国特設コールセンター

電話：0570-037-192

受付時間：9時～18時

■村窓口

窓口：榛東村役場 子育て・長寿支援課(1階2番窓口)

電話：0279-54-2211(子育て世帯臨時特例給付金係)

受付時間：午前8時30分～午後5時15分(平日のみ)



子育て・長寿支援課からのお知らせです

児童手当現況届の提出について

今年度も児童手当を受給される方は、受給資格審査のために現況届の提出を行って頂く必要があります。現況届がお手元に届きましたら(6月上旬郵送予定)6月中に役場へ必要書類を添えて提出をお願いいたします。

なお、現況届を提出されないと6月以降の児童手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

○提出時期

平成27年6月中

○提出場所

榛東村役場 子育て・長寿支援課(1階2番窓口)

○受付時間

平日 午前8時30分～午後5時15分

※ 土、日、祝祭日、時間外を希望される方については下記お問い合わせ先までご連絡ください。

○必要書類等(☆…全ての方が必要 ★要件に該当する方が必要)

対象	必要書類	要件
☆	現況届	—
★	受給者の健康保険証のコピー	国民健康保険以外の方
	児童手当所得証明	平成27年1月1日時点で榛東村に住所が無かった方
	別居監護申立書 児童のいる世帯全員の住民票	児童手当対象児童が受給者と別住所(村外)にいる方

※1 所得未申告の場合、申告を行って頂く必要があります。

※2 受給者及び児童の状況によって、上記以外に必要な書類が生じる場合もあります。

○その他

今年度の現況届に限り、「子育て世帯臨時特例給付金申請書(請求書)」と一緒に印刷された形となっております。こちらの子育て世帯臨時特例給付金申請書(請求書)にも必要事項を記入し、押印したうえで現況届と切り離さずにご提出ください(現況届が必要書類不足等の理由により不受理となる場合には、子育て世帯臨時特例給付金申請書(請求書)も同様に不受理となりますのでご注意ください)。

▶お問い合わせ先は、子育て・長寿支援課(☎54-2211 内線134)へ

榛東村国際交流協会

国際交流協会会員と海外派遣中学生を募集します

○国際交流協会会員

村国際交流協会では、国際交流に関する各種行事・活動にご協力していただく平成27年度会員を募集します。年会費は、学生会員500円、一般会員1,000円、賛助・法人会員5,000円です。

○国際交流人材育成(中学生の海外派遣)事業

国際感覚を身につけた次代を担う人材の育成に資するため、平成27年度国際交流人材育成(中学生の海外派遣)事業を次のとおり実施します。外国に関心があり、外国でのホームステイを体験してみたいと考えている中学生の皆さん、ぜひご応募ください。

■派遣先…カナダ バンクーバー ■派遣期間…8月15日(土)～8月20日(木)(4泊6日) ■派遣人員…10名

■対象者…榛東村に在住する中学2年生または3年生

■費用…派遣決定者には負担金として215,000円(概算)を負担していただきます。ただし、航空運賃の値上げやその他の事情により、その差額を負担していただくことがあります。また、渡航手続費用(パスポートなど)、個人的な費用などは、各自の負担となります。

■内容…バンクーバーの一般家庭に泊まる「ホームステイ」を体験し、ホストファミリーとの交流や英語研修プログラムに参加することで、国際感覚を身につけます。

■申込期限…6月5日(金) ■受付時間…平日午前8時30分～午後6時まで。6月5日(金)のみ午後7時まで。

■申込方法…派遣申込書及び推薦書に必要事項を記入のうえ、基地・財政課内国際交流協会事務局へ提出してください(申込書等は事務局または榛東中学校にあります)。

■選考方法…派遣申込者に対し、次の選考試験を行います。選考試験の日程及び場所は、派遣申込者に通知します。
一次試験…作文(日本語) 二次試験…面接試験

■説明会…派遣決定者へ説明会・派遣前研修を行い、海外派遣全般をサポートします。

■その他…ホームステイは、ホストファミリー一家庭に対して2～3名の生徒がステイします。そのため、安心して参加することができます。また、日本側のホームステイの受け入れはありません。なお、世界情勢の変化などにより、派遣決定後であっても中止となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

▶会員登録及び海外派遣を希望される方は、基地・財政課内国際交流協会事務局(☎54-2211 内線243)へ

榛東村内空間放射線量測定結果について

榛東村内各施設等において空間放射線量を測定しました

村で測定した村内各施設等の平成27年4月の放射線量は次のとおりです。

■基準値…0.23マイクロシーベルト/時(年間1ミリシーベルト)

※ 原子力災害対策本部が示した面的な除染を実施する場合の被ばく線量

■測定値について…村では、群馬県立県民健康科学大学 大学院診療放射線学研究科専任講師 杉野雅人博士の指導のもと、ハンディー型線量計(A2700型 Mr.Gamma)を使用して空間放射線量を測定しています。

榛東村内各施設等における空間放射線量測定結果一覧

No	測定日	測定開始時刻	測定場所	住所	測定値(マイクロシーベルト/時)			天気	備考
					地表	50cm	1m		
1	4月16日	8:50	役場・保健相談センター	新井790-1	0.078	0.064	0.064	晴れ	東側駐車場中央付近
2	4月16日	14:20	北部第2学童保育所 (旧庁舎分室)	山子田1258-1	0.037	0.033	0.038	晴れ	敷地中央付近
3	4月16日	9:55	中央保育園 (兼 うぐいす学童)	山子田2531-19	0.055	0.050	0.045	晴れ	園庭中央付近
4	4月16日	10:15	北部保育園	長岡1109	0.058	0.053	0.042	晴れ	園庭中央付近
5	4月16日	13:50	南部保育園	広馬場1763-1	0.057	0.057	0.052	晴れ	園庭中央付近
6	4月16日	14:10	南部第1,2学童	広馬場1156-1	0.058	0.041	0.048	晴れ	敷地中央付近
7	4月16日	15:15	児童館	長岡1404-1	0.062	0.056	0.053	晴れ	敷地中央付近
8	4月16日	9:10	榛東中学校 駐輪場	新井598	0.048	0.043	0.034	晴れ	駐輪場中央付近
9	4月16日	9:25	榛東中学校 東グラウンド	新井175-1	0.029	0.033	0.027	晴れ	グラウンド中央付近
10	4月16日	14:35	北小学校 (兼 北部第1学童)	山子田1261	0.041	0.034	0.041	晴れ	グラウンド中央付近
11	4月16日	11:10	南小学校	広馬場1142	0.015	0.022	0.020	晴れ	グラウンド中央付近
12	4月16日	9:45	北幼稚園	山子田1322-1	0.047	0.048	0.045	晴れ	園庭中央付近
13	4月16日	10:55	南幼稚園	広馬場1143-1	0.082	0.065	0.065	晴れ	園庭中央付近
14	4月16日	15:35	南部コミセン	広馬場1088	0.055	0.047	0.055	晴れ	正面駐車場中央付近
15	4月16日	14:55	総合グラウンド	山子田2037	0.067	0.059	0.061	晴れ	野球及びサッカーグラウンド境界付近

▶お問い合わせは、住民生活課(☎54-2211 内線122)へ

～平成27年度国民健康保険税のお知らせ～

○国民健康保険税の限度額が引き上げられます

国民健康保険(国保)は、加入者が国民健康保険税を出し合い、病気やケガなどのときに安心して治療が受けられる相互扶助の制度です。

このほど地方税法施行令が改正されたことに伴い榛東村国民健康保険税条例の一部を改正し、賦課限度額(課税上限額)を81万円から85万円に変更しました。税率は変わりません。

平成27年度の国民健康保険税の税率等は次のとおりです。

	医 療 分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割	7.6%	今回の改正はありません。	2.3%	今回の改正はありません。	1.8%	今回の改正はありません。
資産割	30.0%		10.0%		6.0%	
均等割(一人あたり)	29,500円		10,500円		9,500円	
平等割(一世帯あたり)	36,000円		11,000円		9,000円	
賦課限度額	51万円	52万円	16万円	17万円	14万円	16万円

※介護納付金分は40歳以上65歳未満の国民健康保険加入者に賦課(課税)されます。

○国保税軽減措置が拡充されます

世帯主及び世帯の国民健康保険加入者の前年所得が一定金額以下の場合、所得に応じて国民健康保険税の均等割額及び平等割額が軽減(7割・5割・2割)されます。

このほど国の制度改正により、低所得者世帯の国保税負担の軽減をより一層図るために5割軽減・2割軽減の基準額を引き上げました。

■軽減措置の該当要件(改正後)

軽減割合	前年中の世帯の総所得金額
7割	33万円 以下
5割	33万円+26万円×世帯の被保険者数 以下
2割	33万円+47万円×世帯の被保険者数 以下

※軽減対象者は、申告(所得税・住民税)された所得金額により決まるため、未申告の場合は所得がなくても軽減を受けることはできません。

※世帯主の方が国民健康保険に加入していない場合でも、軽減判定には世帯主の所得を含めます。

○国保税の遡及賦課

国保税は資格が発生した月から課税されます。つまり加入の届出が遅れてしまった場合でも、届出をした月から課税されるのではなく、国保の資格が発生した月(他の健康保険を喪失した月または転入した月など)まで遡って国保税が課税されることとなりますのでご注意ください。

○榛東村国保以外の健康保険に加入したときは必ず届出を

国保の被保険者が他の健康保険に入った場合、資格喪失の届出をしないと国保税が賦課(課税)され続け、滞納になると督促状が発送され滞納処分の対象となります。

保険資格の変更は、自動的には行われません。国保と職場の保険証の両方を持参し、健康・保険課で手続きをお願いします(詳しくは、「広報しんとう」3月号をご覧ください)。

○国民健康保険税は、加入者が属する世帯の世帯主に課税

国民健康保険税の納税義務者は、世帯主であると法律等により定められています。世帯主が職場などの健康保険や後期高齢者医療保険に加入している場合でも、世帯に国民健康保険加入者がいる場合は、世帯主が納税義務者になります。

▶お問い合わせは、健康・保険課(☎54-2211 内線141)または税務課(☎54-2211 内線161)へ

村民の芸術文化活動を奨励します！

「榛東村芸術文化活動発表会等参加奨励金」の申請について

平成27年4月1日から、村民の皆さまの芸術文化活動を支援する奨励金の制度が定められました。

- 内 容：公募による作品の優劣を決める発表会、展覧会または競技会において優秀な成績を取めた個人または団体に対し交付されます。
- 対 象：榛東村に住所を有する個人または榛東村に活動の本拠地を有する団体で、次に掲げる発表会等で優秀な成績を取めたと教育長が認めるもの。
- (1) 全国的な規模で開催される発表会等で、芸術文化の振興に資すると教育長が認めるもの。
 - (2) 関東地方にまたがる規模で開催される発表会等で、芸術文化の振興に資すると教育長が認めるもの。
 - (3) (2)に準ずるものとして教育長が特に認める発表会等。

奨励金の額：

発表会等	奨励金の額(1人あたり)	限度額(1団体あたり)
(1)に掲げる発表等	10,000円	50,000円
(2)に掲げる発表会等	5,000円	30,000円
(3)に掲げる発表会等	教育長が定める額	教育長が定める額

申請方法：芸術文化活動発表会等参加奨励金交付申請書(別記様式第1号)に関係書類を添えて、榛東村教育委員会生涯学習課まで提出してください。様式1は榛東村ホームページからダウンロードすることができます。

その他：制度の詳細は榛東村ホームページの「村からのお知らせ」欄に掲載されています。

▶お問い合わせは、榛東村教育委員会生涯学習課(☎54-2211 内線262)へ

平成27年度 250万円以上の工事予定概要調書

◆「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、平成27年度発注予定の公共工事を公表します。

番号	事業・工事名	場所	予定期間	事業・工事の概要
1	第6区コミュニティ供用施設改修工事	山子田	H27.9月～H28.3月	改修工事
2	太陽光発電システム設置工事	村 内	H27.9月～H28.3月	コミュニティ供用施設 10箇所
3	カーブミラー等設置工事	村 内	H27.7月～H28.3月	カーブミラー・区画線等 一式
4	耐震性貯水槽設置工事	村 内	H27.9月～H28.3月	耐震性貯水槽(40㎡) 5基
5	創造の森キャンプ場造成工事	上野原	H27.11月～H28.2月	A=1,750㎡
6	創造の森給水施設改修工事	上野原	H27.11月～H28.2月	受水槽・ポンプ改修工事
7	しんとうふるさと公園改修工事	山子田	H27.6月～H27.8月	ふるさと館周辺整備工事 ふるさと館内電機設備等改修工事
8	第5号計画道路改良舗装工事	長 岡	H27.8月～H28.3月	橋梁 一式
9	第2号計画道路改良舗装工事	山子田	H27.9月～H28.2月	改良舗装 L=145m
10	第1号計画道路改良舗装工事	新 井	H27.7月～H28.3月	改良舗装 L=385m
11	上サ5号線改良舗装工事	広馬場	H27.10月～H28.3月	改良舗装 L=80m
12	十二沢地区農道整備工事	新 井	H27.9月～H28.2月	改良舗装 L=70m
13	堂塚地区農道整備工事	新 井	H27.9月～H28.2月	改良舗装 L=85m